

袖ヶ浦市週休2日制適用工事試行要領（土木工事）

（目的）

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事を試行する。この要領は、週休2日制適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、監督職員と協議し定めた期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいい、 $(\text{現場閉所日数} / \text{対象期間日数}) \times 100$ （少数第2位以下切り捨て）で算出される値のことをいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 4週8休以上

現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(6) 4週7休

現場閉所率が、25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満をいう。

(7) 4週6休

現場閉所率が、21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満をいう。

(8) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(9) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け及び清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日制適用工事は、国土交通省土木工事標準積算基準書を適用する工事のうち、発注者が指定する工事とする。

(工期設定)

第4条 週休2日制適用工事の工期は、「土木工事における適正な工期設定の考え方（千葉県県土整備部技術管理課）」を参考とし、準備期間、施工に必要な実日数、雨休率を見込んだ不稼働日その他の不稼働日及び後片付け期間を積上げて設定する。

(実施方法)

第5条 発注者は、入札公告等において週休2日制適用工事の対象工事である旨を明示するとともに、別紙1のとおり特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

- 2 受注者は、現場着手前までに現場着手日及び現場完成日を記した工事打合せ簿及び対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表を提出し、監督職員と対象期間について協議するものとする。
- 3 受注者は、対象期間中において、作業状況、天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日を設定し、事前に監督職員へ連絡するものとする。
- 4 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）及び週休2日制適用工事チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出するとともに、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示するものとする。
- 5 受注者は、対象期間の終了後速やかに、最終月の週休2日の取組が確認できる工事履行報告書及び週休2日制適用工事チェックリストを監督職員に提出するものとする。
- 6 現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続期間を取れないおそれがある場合には、受発注者協議により現場閉所日の実績を確認する日を決定するものとし、この確認する日以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更等を行うものとする。
- 7 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議する。ただし、工程の変更理由が次の各号のいずれかに該当し、受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
 - (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
 - (3) 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
 - (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(積算方法)

第6条 発注者は、週休2日の取組に対して、現場閉所の状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。ただし、市場単価方式については、現場閉所の状況に応じて、別紙4に示す補正係数を乗じるものとする。

| 経費の区分 | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休以上 |
|--------|------|------|--------|
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 機械経費 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 |

- 2 発注者は、予定価格の積算において前項の4週8休以上に適用する経費の補正を行うものとする。
- 3 発注者は、対象期間終了後、現場閉所の達成状況に応じ、設計変更を行い契約変更するものとする。

(工事成績)

第7条 発注者は、週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の工程管理及び創意工夫において加点する。ただし、週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定の減点を行わないものとする。

(実施の明示)

第8条 受注者は、対象期間中において、週休2日制適用工事を実施している旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に別紙5の例により明示するものとする。

(その他)

第9条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、管財契約課と協議すること。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和6年4月1日以降に入札公告等をする工事から適用する。

別紙1（第5条関係）

特記仕様書記載例

第〇条 週休2日制適用工事

- 1 本工事は、週休2日制適用工事である。
- 2 受注者は、原則週休2日で施工すること。
- 3 週休2日の実施にあたっては、「袖ヶ浦市週休2日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

工 事 履 行 報 告

(月分)

| | | | |
|--|----------------------|--------|-----|
| 工 事 名 | | | |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 受 注 者 | | | |
| 月 別 | 予定工程 % () は工程変更後 | 実施工程 % | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (記事欄) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記載例</div> 【週休2日制適用工事】 今月の現場閉所日 ○日／対象期間 ○日 累計 現場閉所日 ○○日／対象期間 ○○日 (○○. ○%) | | | |

(注)

- 1 工事着工前に、予定工程を記入して提出する。
- 2 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入して提出する。
- 3 段階確認項目の予定時期を記入欄に記入する
- 4 遅れが生じた場合は、記事欄で改善対策を記載すること。

| | | | |
|-------------|-------------|------|------|
| 総 括 監督職員 | 主 任 監督職員 | 監督職員 | 監督職員 |
| | | | |

| | |
|-----------|----------------|
| 現場 代理人 | 主任 (監理) 技術員 |
| | |

別紙3（第5条関係）

週休2日制適用工事 現場閉所チェックリスト

工事名 ○○工事
 受注者名 ○○株式会社

| 月日 | 曜日 | 計画上の 閉所日 | 実際の 閉所日 | 計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載 |
|-------|----|-------------|------------|--------------------------------|
| 8月1日 | 火 | | | |
| 8月2日 | 水 | | | |
| 8月3日 | 木 | | | |
| 8月4日 | 金 | | | |
| 8月5日 | 土 | | | |
| 8月6日 | 日 | | | |
| 8月7日 | 月 | | | |
| 8月8日 | 火 | | | |
| 8月9日 | 水 | | | |
| 8月10日 | 木 | | | |
| 8月11日 | 金 | | | |
| 8月12日 | 土 | | | |
| 8月13日 | 日 | | | |
| 8月14日 | 月 | | | |
| 8月15日 | 火 | | | |
| 8月16日 | 水 | | | |
| 8月17日 | 木 | | | |
| 8月18日 | 金 | | | |
| 8月19日 | 土 | | | |
| 8月20日 | 日 | | | |
| 8月21日 | 月 | | | |
| 8月22日 | 火 | | | |
| 8月23日 | 水 | | | |
| 8月24日 | 木 | | | |
| 8月25日 | 金 | | | |
| 8月26日 | 土 | | | |
| 8月27日 | 日 | | | |
| 8月28日 | 月 | | | |
| 8月29日 | 火 | | | |
| 8月30日 | 水 | | | |
| 8月31日 | 木 | | | |

| | | |
|--------|------|------|
| 現場閉所日 | 0 | 0 |
| 対象期間 | 31 | 31 |
| 今月の閉所率 | 0.0% | 0.0% |

別紙4（第6条関係）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| No | 名称 | 区分 | 補正係数 | | |
|----|-----------------------------|-------|------|------|------|
| | | | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休 |
| 1 | 鉄筋工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 2 | ガス圧接工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 3 | インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 4 | 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 5 | 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 6 | 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 7 | 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 8 | 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 9 | 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| | | 撤去・移設 | 1.01 | 1.03 | 1.04 |
| 10 | 道路付属物設置工 | 設置 | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| | | 撤去 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 11 | 法面工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 12 | 吹付砕工 | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 13 | 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.01 | 1.02 | 1.03 |
| 14 | 道路植栽工 | 植樹 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| | | 剪定 | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 15 | 公園植栽工 | | 1.01 | 1.03 | 1.05 |
| 16 | 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 17 | 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.01 | 1.02 | 1.04 |
| 18 | 橋面防水工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 19 | 薄層カラー舗装工 | | 1.00 | 1.00 | 1.01 |
| 20 | グルーピング工 | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 21 | 軟弱地盤処理工 | | 1.00 | 1.01 | 1.02 |
| 22 | コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.00 | 1.01 | 1.01 |

公衆が見やすい場所への明示例

| 【工事掲示板】 | |
|---|---|
| <p><u>週休2日制適用工事</u></p> <p>この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。</p> | <p><u>建設業の許可票</u></p> |
| <p>工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表等を貼り付け (A3サイズ相当)</p> | <p><u>労災保険関係成立票</u></p> |
| <p><u>施工体系図</u></p> | <p><u>緊急時連絡表</u></p> |
| <p><u>下請負人に対する通知</u></p> | <p><u>建設業退職金共済制度 適用事業主の現場標識</u></p> |